

ジャーヒリーヤ時代におけるハカムの仲裁

愛 宕 あもり

はじめに

イスラム勃興以前の時代はジャーヒリーヤ時代と呼ばれる。ジャーヒリーヤ jāhiliya は、アラビア語で「知らない、無知の」を意味するが、この呼称は、イスラムを「知らない」時代として、『コーラン』に由来する。歴史的用法としては、アラビア半島における5世紀後半から7世紀初頭の約150年の時代を指して使われている。

ジャーヒリーヤ時代、シリアにガッサーン朝、南イラクにラフム朝というアラブの王権が存在し、半島中央部から北部にキンダ王国が興亡した。南アラビアのイエメンは、ヒムヤル王国の滅亡後、エチオピア軍の支配を受け、ついでササン朝ペルシアの属州となっていた。アラビア半島に住む人々は、これらの王権の支配に服するか、同盟関係を結ぶか、敵対関係をとるか、影響を受けることなく無関係にすごすか、時と状況によって関係を変えた⁽¹⁾。遊牧民であれ定住民であれ、人々の結びつきは血縁に求められ、同族意識に基づいて結束する血縁集団が社会的政治的単位として機能していた。

ジャーヒリーヤ時代は、その名が示すような無知蒙昧で無秩序な時代ではない。社会には、慣習に基づく秩序が構築されていた。武勇を誇り、猛々しく荒々しくあっても、争いを収める智慧と術を持った社会でもあった。そのような社会の特性の一端は、個人と個人、あるいは集団と集団が争いをおこしたとき、何をめぐってどのような理由で争ったのか、解決をどのようなに合ったのか、の中に見てとることができる。

先述の通り、アラビアの一部にはアラブの王権が存在したが、それらはビザンツ帝国やササン朝ペルシアのような国家機構や制度を具備した権力ではなかった。司法官僚の存在を示す史料も見つかっていない。ましてや、王権の外側にいる人々が、国家権力機構としての裁判組織を持つことはない。ジャーヒリーヤ時代のアラビアには、国家権力を背景とした強制力を持つ裁判は存在しなかった。人々が争いごとを解決しようとしたとき、当事者たちは合意により第三者をハカム ḥakam に選任し、ハカムの裁定に従った。それが慣習であった。ハカムを日本語になおせば、仲裁者または調停者に相当するであろうが、ジャーヒリーヤ時代そしてイスラム時代初期のアラブの間での仲裁者という限定された語として、訳語ではなく、ハカムの語を用いていくことにしたい。これまでの研究によれば、殺人を除くあらゆる争訟がハカムに委ねられた。殺人に関しては、一方当事者と他方当事者の属する血縁集団間で血の復讐が実行されるか、賠償金支払いによって解決された。本稿の目的は、裁判事例を紹介しつつ、ハカムの仲裁裁判の構造を明らかにすることにある。

1. 仲裁裁判の仕組みと裁判過程

ハカムについては、E.ティヤンの優れた研究がある。彼は、イスラム司法制度の起源を考察する中で、ビザンツの司法制度、ササン朝のそれとともに、ジャーヒリーヤ時代のアラブのハカム裁判を取り上げた。以下に、彼の説を紹介しながら、仲裁裁判の過程を述べていくこととしたい⁽²⁾。

E.ティヤンによれば、ハカムとして選ばれる人物は、詩人、学者、有徳者、そしてカーヒン *kāhin* などであり、一般的にはカーヒンが選ばれることが多かった。カーヒンとはシャーマンの巫覡で、男性のカーヒンも女性のカーヒナもいた。

仲裁裁判は、当事者間での合意が前提となる。合意すべきことの第一は、第三者に訴えることの合意である。一方当事者が拒否すれば、訴えは不可能である。拒否する当事者に裁判を強要する権限は誰にも何処にもない。第二は、訴の対象についての合意である。第三は、ハカムを誰にするかの合意である。最後に、供託物や人質についての合意である。

これらの合意の後、当事者たちはハカムとして選んだ者のところへ出向き、裁判の依頼をする。後者が依頼を引き受けるのも拒否するのも自由である。カーヒンへの依頼の場合、カーヒンがハカムとしての能力を持っているかどうかを当事者が試すことがある。たとえば、予め、どこかに何かを隠しておいて、それを当てさせることによって霊力をはかるのである。

裁判が行われる場所は、ハカムの住んでいる所で、たいていは戸外である。裁判は公開で、ハカムと当事者以外に、当事者に随伴してきた家族や親族が同席し、傍聴人たちも取り囲んだ。訴訟当事者の弁論の順序は決まっていない。また、証拠の提出や証人の出頭について述べている史料はない。

両当事者の弁論後、裁定が下される。内容も長さも簡潔である。ハカムがカーヒンである場合、裁定の言い渡しは、神々、月、天、風、雲などへの祈願で始まり、韻を踏んだ文体で宣言される。判決の根拠は慣習法であるが、ハカム自身の意見にも依拠した。

執行力については、裁定の履行を拒否する者がいた場合、ハカムにはそれを強制する力がない。人質や供託物の提供はこれを避けるためのものであったと考えられる。

以上の E.ティヤン説の内容を、事例を挙げて、順次、検証していくことにしよう。

次の例は、マムルーク朝前期の歴史家、百科事典作者であるヌワイリー *Shihāb al-Dīn Aḥmad b. 'Abd al-Wahhāb al-Nuwayrī* の『諸文芸における目的の達成 *Nihāyat al-Arab fī Funūn al-Adab*』の中から引用したものである。

〔例一〕

ヒンド *Hind bint 'Utba b. Rabī'a* はアルファーキフ *al-Fākih b. al-Mughīra* の妻であった。彼は町並みから離れたところに接客用の家を持っていて、人々に自由に出入りさせていた。訪れる人が誰もいない或る日のこと、彼は妻とともに横になって休息していたが、所用ができたため外出した。そこへ、常連の男がやって来て家に入った。男は彼女の姿を見て、あわてて家を出た。それを夫が目撃した。夫は彼女に近づき、足で蹴り、「今、お前のところから出て行ったやつは誰だ」と言った。彼女は「わたしはだれも見えていません。

あなたが起こすまで眠っていたのです」と答えた。夫は「おまえの父のところへ戻れ」と命令した。女たちは彼女のうわさをした。父親が彼女に言った。

「娘や、みんながあれこれ言っているが、教えておくれ。あの男の言うことは正しいのか。そうであるなら、わたしはひそかにあいつを殺そう。そうすれば、うわさは消えるだろう。もしも嘘をついているのであるなら、カーヒンにあいつを裁いてもらおう」

娘は言った。

「いえいえ、神に誓って、それは本当ではありません」

父親は娘婿のところに行き、言った。

「おまえはわたしの娘に由々しき嫌疑をかけた。イエメンのカーヒンのところでわたしと争え」

アルファーキフは同意し、マフズーム家の人々とともに出発した。ウトゥバ（娘の父）はアブド・マナーフ家の人々と出発した。ヒンドも家族の女たちもいっしょに出かけた。イエメンに近くなり、人々が「明日は、いよいよ、あのお方のところに到着するよ」と言い合っているとき、ヒンドの様子が変であった。

ウトゥバが「なんだか憂鬱そうに見えるが、心配ごとでもあるのかい。旅に出る前はこんなじゃなかったではないか」と言うと、

娘は「いいえ、神に誓って、そうではありません。しかし、人間は誤りをおかすもの。明日、お会いするお方がわたしに不名誉な烙印を押すのではないかと心配なのです」と言った。

父親は「おまえのために、あのお方を試してみることになろう」と言い、口笛を吹いて馬を呼び寄せ、馬の下腹に麦粒を一つ隠した。

翌朝、カーヒンのもとに到着すると、カーヒンは羊を屠って彼らをもてなした。

次の日、ウトゥバは彼に言った。

「われらはあることのためにまいりました。あなたをお試しするために、あるものを隠しました。それが何かをあててください」

「実。帯のなかに」

「もっとはっきりと教えてください」

「馬の下腹のなかに麦粒がある」

「これらの女たちを見てください」

カーヒンは、女たちのなかの一人、すなわち彼にはその女性がヒンドだとわかって、彼女に近づき、肩を叩き、そして言った。

「お立ちなさい。あなたは潔白だ。姦婦ではない。あなたはムアーウィヤ Mu'āwīya という名の王を生むだろう」

アルファーキフが彼女のところに来て彼女の手を握った。彼女は手を振りほどき、言った。

「あっちへ行ってください。神かけて、わたしはあなた以外の人の子どもを生みたい」

その後、彼女はアブー・スフヤーン Abū Sufyān と結婚した。[Nuwayrī, III,131-132]

夫のアルファーキフはマフズーム家、妻のヒンドはアブド・マナーフ家の人間である。両家はともにメッカのクライシュ族に属する。ヒンドが、この後、アブー・スフヤーンと結婚し、ウマイヤ朝の開祖となるムアーウィヤを生む女性であることから、この話に登場する人物たちは、預言者ムハンマドと同時代のメッカの人たちであることが分かる。ヒンドの父ウトゥバについては、後日バドルでムハンマドのイスラム軍と戦って死亡した。そして、バドルの戦いの復讐戦であるウフドの戦いではアブー・スフヤーンがメッカ軍を率いたが、その時、彼の妻となっていたヒンドも同行し、父の敵の死体から内臓を取り出し口に含んだという話が伝わっている⁽³⁾。

さて、E.ティヤンの研究にもとづいて、〔例一〕を分析しよう。当事者の一方はヒンドの父、他方はヒンドの夫である。争点はヒンドの不貞である。これにはヒンドの名誉がかかっているだけではなく、父親の、そして一族の名誉がかかっている、父親は名誉を回復するために、そして名誉を傷つけた婿への報復のために、婿の殺害をも考えていた。両者はハカムに訴えることに同意し、イエメンの或るカーヒンをハカムにすることに同意した。カーヒンの名前は書かれていないので、どういう人物であるのか不明である。イエメンまで出かけたのは、そのカーヒンの評判が高かったためであるのか、あるいは、メッカでは両家の対立を公平に裁くことができないとの判断が働いたためであるのか分からない。ともかく、両者はそれぞれ一族を伴って、メッカからイエメンまで旅した。このことから、この事件は一個人の問題ではなく一族全体の問題であることが見て取れる。彼ら一行を迎えたカーヒンは、彼らのためにヒツジを屠り、客人としての扱いをしている。ヒンドの父親は、カーヒンの霊力を試し、その力に納得すると、裁定を頼んだ。書かれてはいないが、当然、ヒンドの夫も頼んだはずである。カーヒンは、ヒンドを知らなかったにもかかわらず、女性たちのなかからヒンドを選び出した。神秘的な能力を持つ所以である。そしてヒンドの潔白を言い渡した。何ゆえに彼女の身の潔白が判明したかは語られていない。これも霊力ゆえであろうか。

〔例一〕は、E.ティヤンが述べているハカム裁判の展開の通りに話が進んでいる。ただし、この話では、供託物や人質について触れられていない。

2. ハカム

訴訟当事者から選ばれるハカムの多くが、呪術的神秘的能力を有する巫覡すなわちカーヒンであったことは既に述べたが、言霊をあやつると見なされた詩人もまたハカムに選ばれている。カーヒンと同じ理由からであろう。たとえば、バクル・ブン・ワーイル族は喧嘩をすると、詩人アルアフタル al-Akḥṭal に仲裁を頼み、彼の決定に従っていたとされる〔Aghānī, VII, 179〕。

カーヒンや詩人のほかには、公正で高貴で信頼できる人物が選ばれる。9世紀の歴史家アルヤクービー al-Ya'qūbī の『歴史 Ta'riḥ al-Ya'qūbī』に、次のような記述がある。

アラブにはハーキム ḥākīm がいて、諸事の紛争の解決をおこなっていた。人々は、ムナーファラ munāfara、相続、水利、殺人などの争いの裁定を求めた。……高貴な、廉直な、信頼のおける、威厳の備わった、熟年の、栄誉ある、そして占いをよくする人物が

裁判をおこなった。[Ya'qūbī, I, 299]

アルヤアクービーは、ハカムの同義語としてハーキムの語を使用している。仲裁者を指す言葉として、史料には、ハーキムの語もハカムの語もあらわれる。しかし、ハーキムは、後代になると地方権力者や行政官を指す語として、またイスラム法学書ではカーディー（イスラム法にもとづく裁判を行なう司法官）の意味でも用いられているので、本稿では、ハカムの語を使用している。ただし、史料引用のときには、その史料の用語に従うことにする。さて、文中のムナーファラについては後述するが、アルヤアクービーの挙げるハカムの資質は、高貴・廉直・信頼性・威厳・熟年・榮譽・古い能力である。ハカムに選ばれることは、これらの資質をそなえていることの証である。それゆえ、ハカムになることは誉れであり、家族や一族にとっても身内にハカムがいることは誇りであったようである。

ウマイヤ朝時代の詩人アルバイース al-Ba'īth Khidāsh b. Bishr al-Mujāshī (752 年頃没) は、次のように言っている。

私の叔父はアラブ諸部族がハカムに選びし人
彼らは公正なハカムに仲裁を求めた

[Naqā'id, 139]

これは、『ジャリールとアルファラズダクの誹謗詩合戦 Naqā'id Jarīr wa-l-Farazdaq』の詩集に収められた詩である。この詩集には、ジャリールとアルファラズダクを中心とする 6 人の詩人が相手を誹謗し自分を称賛する詩の応酬が編まれている⁽⁴⁾。

上記の詩は、アルバイースが同族のアルファラズダクに同調して、ジャリールとその一族を罵倒し自分の一族を自慢している全 48 行の詩の第 27 行目にあたる。彼の自慢は、自分の叔父がハカムであったことである。

詩集編纂者のアブー・ウバイダ Abū 'Ubayda Ma'mur b. al-Muthannā al-Taymī (822 年没) は、アルバイースの言う「私の叔父」とはアルアクラア al-Aqra' b. Ḥābiṭh b. 'Iqāl b. Muḥammad b. Sufyān b. Mujāshī'である、と注釈をつけている [Naqā'id, 139]。W.カスケルに拠って系図を調べると⁽⁵⁾、アルバイースとアルアクラアはタミーム族のムジャーシイ族に属しているが、いわゆる甥・叔父の関係ではない。しかし、高野によれば、アラブの血縁関係の認識方法の一つとして、自分自身、自分の子孫、自分の兄弟とその子孫を「父の一族」と呼び、父の兄弟の子孫、あるいは祖父の兄弟の子孫、あるいは曾祖父の兄弟の子孫等を「叔父の一族」と呼んだ、ということである⁽⁶⁾。アルバイースにとって、4 代前の父祖の兄弟がアルアクラアの 3 代前の父祖にあたるので、アラブ的認識において、アルアクラアは「叔父」である。

詩集編纂者のアブー・ウバイダは、アルアクラアがウカーズの定期市のハカムであったという貴重な情報を提供している。ウカーズは、メッカから東方へ 3 日行程、ターイフから 1 日行程のところにあつた。医王によれば⁽⁷⁾、偶像神を祭る聖域への巡礼と定期市の開催はセットとなっており、巡礼と定期市がアラビア半島全域で期間をずらしながら順次行なわれていた。ウカーズの市は、春の第 11 月から始まるヒジャーズ地方の諸聖域（その中にメッカも含まれる）

への巡礼の出発点となっていた。20日間、市が立ち、それが過ぎると、次の巡礼地であるマジヤンナに市が立った。かくして、この見解に従えば、アルアクラアは、第11月1日から20日まで、市のハカムであったということになる。さて、アブー・ウバイダのアルアクラアについての記述を拾い出すと、次のようである。

- ① アルアクラアは、タミーム族のハーキムの一人であった。彼がハーキムであったとき、神は使徒ムハンマドをお遣わしになった。・・・・・・ジャーヒリーヤ時代、タミーム族のハーキムは6人いた。(続いて6人の名前が挙げられている。)[Naqā'id, 139]
- ② ウカーズの定期市はタミーム族によって運営されていたが、市を取り仕切る責任者と裁判を行う者とがそれぞれ別に任務を果たしていた。(続いて市場管理と裁判を兼職した9人の名前が挙げられている。)市場管理と裁判を兼職した最後のタミーム族の者は、スフヤーン Sufyān (アルアクラアの4代前の父祖)であった。スフヤーンの息子のムハンマド Muḥammad はウカーズで裁判をしていた。彼の死亡後、裁判職は彼の子孫に世襲された。イスラム時代を迎え、最後の裁判者となったのは、アルアクラアであった。[Naqā'id, 438]
- ③ アルアクラアは、毎年開かれる市でのアラブのハカムであった。彼は賭博を禁止した最初の人である。アラブたちは彼に占いをしてもらっていた。[Naqā'id, 700]
- ④ アルアクラアは、イスラムの到来まで、ジャーヒリーヤ時代におけるアラブのハカムであった。人々は彼の意見に従っていた。・・・・・・アルアクラアは、ジャリールとカルブ族の男との間での優位を争う裁判のハカムとなった。タミーム族は彼をアラブのハカムと呼んだ。[Naqā'id, 265]

これらから以下のことがわかる。ウカーズの定期市はタミーム族の下で開催され、タミーム族は経済活動である市の運営とは別に、裁判をも行なっていた。ここでの裁判職は、アルアクラアの4代前の先祖から、この家族によって世襲されるようになった。ウカーズでの裁判はイスラムの到来まで続いた。③の記述に、アルアクラアが占いをしたとあるので、彼はカーヒンであったのであろう。ウカーズは、一年のうちの限られた短い期間とはいえ、常設の裁判所を持っていたと言える。定期市はウカーズ以外でも開かれていたので、同様の現象は、他の市でも見られたと考えられる。

引用文の③と④に、「アラブのハカム」とあるが、これは名裁判者を称賛する表現のように思われる。特定のあるいは少数の人々が選ぶハカムではなく、全アラブが選ぶほどのハカムということである。たとえば、有名なハカムであるアドワーン族のアーミル・ブン・アッザリブ 'Āmir b. al-Zarib もまた同じように「アラブのハーキム」あるいは「アラブのハカム」と呼ばれている [Hishām, I, 113-114; Azraqī, I, 129; Aghānī, III, 90]。

2. ムナーファラ

アルヤアクービーが述べているように、訴訟の種類は、ムナーファラ munāfara、相続、水

利、殺人などさまざまであった。それらの中で、ムナーファラは、ジャーヒリーヤのアラブ的な争いである。ムナーファラとは、自己および自己の属する部族と他者および他部族と比べて、どちらが高貴であるか、どちらが誇り高いかを争うものである。

アルアクラアをハカムとし、バジーラ族のジャリール Jarīr b. 'Abd Allah al-Bajalī⁽⁸⁾ とカルブ族のハーリド Khālīd b. Arṭā al-Kalbī の間で行われたムナーファラを例に挙げる。この話は、前章で挙げた『ジャリールとアルファラズダク誹謗詩合戦』詩集編纂者アブー・ウバイダからの引用文①の記述に続いて述べられている。

ことの発端は、ウカーズの定期市に来ていたカルブ族の男が、バジーラ族の男とナツメヤシの実をめぐるトラブルを引き起こし、その男を暴力的に連れ去ったことにあった。バジーラ族の代表格のジャリールは手勢を率いてカルブ族の宿営地を急襲し、男を奪い返した。あわや両部族間の戦争になろうかというところで、互いに相手部族を、真綿に針を包んだ言葉で罵った。その後、ジャリールからカルブ族の指導者のハーリドにムナーファラの提案がなされた。その後の展開は、次のようである。

〔例二〕

ジャリールは言った。「あなたがたが望むならば、榮譽を比べよう」

ハーリドは言った。「来年、ウカーズの市で行なうことを約束しよう」

(翌年、)カルブ族の人々が集められ、カスル族(バジーラ族の氏族)の人々が集められて、両部族はウカーズに到着した。彼らはアルアクラアをハカムに選んだ。アルアクラアはすべての人々からハカムに選ばれる人である。

彼らは人質 rahn をクライシュ族のウクバ'Uqba b. Rabī'a b. 'Abd al-Shams に預けた。カスル族からはアルアスラム al-Aṣram が、アフマス族(バジーラ族の氏族)からはハージム Ḥāzim が、ザイド・ビン・アルガウス族(バジーラ族の氏族)からも一人の男が人質となった。

その後、ハーリドはジャリールに言った。「あなたは何を提供するか。1000頭の赤の雌ラクダ対1000頭の赤の雌ラクダではどうか」

ジャリールは答えた。「1000人の処女の奴隷対1000人の処女の奴隷。もしあなたが望むなら重さ1000ウキーヤの黄金対1000ウキーヤの黄金」

(両者はそれぞれ重さ1000ウキーヤの黄金を差し出した。)

ハーリドは言った。「誓約の保証をするのは誰か。私の保証人 kafl は、アッラート、アルウッザー、イサーフ、ナーイラ、シャムス、ヤウーク、アルハラサ、ナスル(いずれも神の名)である。あなたの誓約保証人は、ワッド、マナート、フィルス、ルダー(いずれも神の名)⁽⁹⁾である」

ジャリールは答えた。「多くの叔父を持つ70人の若者がよい。彼らはアッラーを崇拝する高潔な人に預けられる」

バジーラ族の人質とカルブ族の人質が前述のクライシュ族の人に預けられた。(すなわち、双方から70人の若者が人質として差し出された。)

彼らはアルアクラアをハカムに選んだ。アルアクラアは当時のアラブの賢者であった。

アルアクラアは問うた。「ハーリドよ、あなたの榮譽は何であるか」

ハーリドは答えた。「われらは砂漠に野営し、槍で戦う。われらこそ輝かしき真の男である」

アルアクラアは問うた。「ジャリールよ、あなたの榮譽は何であるか」

ジャリールは答えた。「われらは黄金と赤き葡萄酒を持つ。われらは人々から畏怖されるが、われらは誰をも恐れない。われらは人々に食べ物を与えるが、われらは誰にも食べ物を求めない。われらは何人にも服属しない。われらはいついかなる時も食べ物を与える。われらは王である」

アルアクラアは言った。「アッラートに誓って、アルウッザーに誓って。もしあなたがローマ皇帝と、ペルシア皇帝と、アラブの王ヌウマーン（ラフム朝の王）と榮譽を競うことがあったとしたら、私は彼らよりもあなたに勝利の宣言をするだろう」〔Naqā'id, 139-141〕

ハカムが砂漠の勇者よりも物惜しみをしない富者を勝者としたことは、そのような価値観の時代となっていたのであろうか。また、ハーリドが誓約の保証として神々の名をあげたのに対し、ジャリールが 70 人の若者の人質を申し出たことも、両者が対照的で興味の引かれるところである。

もう一つ例を挙げる。ウマイヤ Umayya b. 'Abd al-Shams とハーシム Hāshim b. 'Abd Manāf のムナーファラである。ウマイヤはのちのウマイヤ朝カリフの先祖であり、ハーシムは預言者ムハンマドの曾祖父である。いずれもメッカのクライシュ族に属する。裁定を下したカーヒンの名はアルフザーイー al-Khuzā'i とだけ書かれているので、フザーア族の人であるという以外分らない。

〔例三〕

ウマイヤはハーシムにムナーファラを呼びかけた。ハーシムは同意し、黒い瞳の雌ラクダ 50 頭の供託、またはメッカから 10 年間の追放を提案した。両者はカーヒンのアルフザーイーをハカムにすることに同意した。両者はそれぞれ自分の一族とともにアルフザーイーのもとに向かった。途中、蛇を（路上に落ちている動物の骨から拾った）頭蓋骨の中に隠し、アルフザーイーがそれを当てたら、彼に裁定を頼もうということにした。

アルフザーイーは「光と闇にかけて、ティハーマの平原とナジュドの高原にかけて、わたしは誓う」と言った後、その隠し物をあてた。

「どちらが家柄において血統において、より高貴であるか」とたずねられると、
「輝く月に誓って、煌く星に誓って、雨を呼ぶ雲に誓って、空飛ぶ鳥に誓って、標識の導きとなる丘や窪地に誓って、立派な行為はハーシムの方がウマイヤにまさる」と言った。

ハーシムはラクダを取得し、その場にいた人々とそれを食べた。ウマイヤはシリアに出てそこで 10 年すごした。〔Nuwayrī, III, 131-132; Ibshihī, I, 354〕

この〔例三〕は、カーヒンの裁定がどのような形式をとって宣告されるのかをよくあらわしている。『コーラン』の最後の方の章、つまり初期の啓示の文体と共通しているように思われる。

3. 和平の仲裁

ハカムは、部族間戦争の和平の仲裁を委ねられることもあった。ヤスリブ（メディナの旧名）のアルハズラジュ族とアルアウス族の長期戦争に関わる仲裁の例を次に挙げる。

〔例四〕

ガタファーン族の或る男が、ヤスリブで最も高貴な人物へ馬と衣服を贈るために、使者を派遣した。ヤスリブに着いた使者は、カイヌカー族（ユダヤ教徒の部族）の市場で、「この町で最も高貴な人はどなたか」と問うた。マーリク *Mālik b. al-'Ajlān al-Khazrajī* の名が挙がったが、別の人物の名も挙がった。どちらが高貴であるか、議論が沸騰した。結局、使者はマーリクに贈り物をわたした。マーリクの名を最初に挙げた者は、実はマーリクのハリーフ *ḥalīf*（同盟者。異なる部族の人間に対して、同族と等しい保護を与えることを約束したとき、その者は自分のハリーフとなる。部族の成員は父系で構成されているが、母系で他部族と繋がる人は、その他部族のハリーフである）⁽¹⁰⁾ で、この者はマーリクが高貴で有徳な人と認められたことを自慢し、ライバルを貶したため、反感を買って殺されてしまった。

それを知ったマーリクは、アウフ族に使いを出し、殺害者の引渡しを求めた。しかし、アウフ族は「市場にはたくさんの人がいて、誰が殺したのかわからない」と返事した。マーリクは市場にいた人々を洗い出し、殺害者をつきとめた。マーリクは殺害者の属するアムル族（アウフ族の支族）に使いをやり、殺害者を引渡すように求めた。アムル族は、証拠がないと拒否した。引渡しをめぐる交渉の使者が両者間を何度も往復した。

アムル族はマーリクとの間で戦争が起こる危険を避けるために血債の支払いを申し出た。マーリクは同意した。ところが今度は血債の額で紛糾した。アムル族は、被害者がハリーフであることを理由に通常血債の半額を主張し、マーリクは、全額を要求したのである。

アウフ族はアムル・ブン・イムル・アルカイス *'Amr b. Imru' al-Qays* の調停を提案した。マーリクは受け入れた。両者は彼のところへ出かけた。彼は「マーリクのハリーフに関して、マーリクはハリーフの血債しか受け取れない」と宣告した。マーリクは敗れた。（人々が慣習的に認めているハリーフの血債、つまり部族の正式成員の半分の額しか受け取れないという判決である。）

しかし、マーリクは裁定に同意しなかった。マーリクはアムル族に宣戦布告し、自部族のアルハズラジュ族の諸支族に援助を乞うた。しかし、アルハーリス・ブン・アルハズラジュ族は断った。なぜなら、この支族はハカムのアムル・ブン・イムル・アルカイ

スの属している部族で、裁定に従わなかったマーリクに立腹していたからである。マーリクは宣戦の使者をアウフ族に送り、会戦の日を決めた。両者はそれぞれ戦争の準備を進め、人を集めた。ユダヤ教徒は、一部を除き、これまではどちらとも同盟を結んでいなかったもので、双方から勧誘された。彼らはアルアウス族（アムル族とアウフ族の属する部族）と同盟した。

マーリクはアルハズラジュ族を率いて進軍し、アルアウス族も同盟者たちとともに進軍した。開戦の日、両軍は激しく戦った。二日目もまた、激しい戦闘が夜まで続いた。こうして、アルハズラジュ族とアルアウス族は、その後 10 年、戦い続けたのである。

多くの戦死者を出し、人々は戦いに倦んだ。アルアウス族からマーリクに和平の提案がなされた。今度のハカムとしてサービト Thābit b. al-Mundhir b. Ḥarām の名が挙げられた。マーリクは賛成した。両者はサービトに調停を依頼した。

しかし、彼は断った。理由を問うと、彼は「アムル・ブン・イムル・アルカイスの裁定を拒否したように、私の裁定に従わないと思うから」と答えた。それでも両者は懇請した。サービトは「私の裁定に従うことの確約のために、人質 'ahd と誓約 mawthiq を私に差し出せ。そうしない限り、私は裁定しない」と言い張った。両者はその条件を受け入れた。

裁定が下された。その第一は、マーリクのハリーフに対する血債は部族正式成員（サリーフ ṣalīḥ）の血債と同額である。その第二は、これまでの戦争で死亡した者の数をかぞえ、その差し引き分の血債が支払われる。この裁定の内容を分かりやすく述べると、以下のようなものである。まず、ハカムのサービトは「サリーフにはサリーフの血債が、ハリーフにはハリーフの血債が支払われる」と宣言した。そこで、アムル族からマーリクに、彼の殺されたハリーフの血債として、部族正式成員の血債額の半額が支払われる。その上で、戦死者数については、マーリク側の戦死者数が相手側の戦死者数を上回っていたために、アルアウス族側がその人数分の血債を支払うことになる。その額は、ちょうど部族成員の血債の半分の額に相当した。かくしてマーリクは満額を受け取ることができ、アムル族は半額を支払うだけでよい、という（両者の体面を保った）結論が出されたのである。

両者はこの裁定に従った。長い戦争がようやく終結した。[Aghānī, III, 25-26]

部族間戦争の和平のために、王が仲裁をすることもあった。タグリブ族とバクル族の争いを仲裁したのは、ラフム朝の王であった。詩人アムル・ブン・クルスーム 'Amr b. Kulthūm ⁽¹¹⁾ のカシーダ（長詩）と詩人アルハリス・ブン・ヒッリザ al-Ḥārith b. Ḥilliza ⁽¹²⁾ のカシーダの中、そして両詩人の詩の背景説明の伝承の中から、王による仲裁の内容を知ることができる。

タグリブ族とバクル族は、パスースの戦いと呼ばれる戦争を 5 世紀の末以来長期間続けていたが、ヒーラのラフム朝のアルムンジル王 al-Mundhir b. Mā' al-Samā' (505-554 年在位) の調停を受けて和議を結んだ。しかし、次のアムル王 'Amr b. Hind (554-569 年在位) の時代に、再び両部族は争いをおこし、アムル王の仲裁を少なくとも 2 度受けた。この仲裁の場で、

タグリブ族を代表して論陣を張ったのがアムル・ブン・クルスームであり、バクル族を代表したのがアルハーリス・ブン・ヒッリザであった。両者は王の御前で自部族の栄光と誉れを謳い、敵部族を軽蔑し非難する詩を作った。それらの詩は、『アルムアッラカート al-Mu‘allaqāt』詩集に収められている。

アルムンジル王によるタグリブ族とバクル族の間の和平調停について、イブン・アルカルビー Ibn al-Kalbī (819 年又は 821 年没) の所伝では、次のようである。

〔例五〕－ 1

バクル族とタグリブ族の間の和平調停はアルムンジル王のもとで行なわれ、次のような取り決めがなされた。両部族それぞれの支配領域内で被殺者が見つかったとき、その場所を支配する側の部族が死者の血債支払いを保証する。中間地帯で見つかったとき、どちらの領域から近いかが測られ、より近いほうの部族が被殺者の血債支払いを保証する。そして、被殺者が見つかった場合の差配者として、タグリブ族の庇護民カイス Qays b. Sharāḥīl b. Murra b. Hammām が任命された。

その後、アルムンジルは両部族から貴頭を選び、彼らをメッカに派遣し、互いに誓約させた。何人も相手部族の人間に危害を加えず、また血債支払いを求めない、という誓いがなされた。アルムンジルは彼らとともにタミーム族のアルガッラーク al-Ghallāq を派遣した。

かくして、神の思し召しのある間、彼らはこのような状態を続けた。アルムンジルは両部族から人質 ruhun として若者を差し出させ、どちらか一方の部族の人間が相手部族の人間の権利を侵害したとき、その人質に報復を加えるとしていた。[Aghānī, XI, 44]

上記において、和解の誓約はメッカでなされている。メッカを一例とするような聖域で誓約を結ぶことは注目に値する。また、人質の提供も重要な問題点である。

両部族の争いは再び繰り返され、次の王のアムルもまた仲裁者となった。アブー・アムル・アッシャイバーニー Abū ‘Amr al-Shaybānī (821 年没) は次のように伝えている。

〔例五〕－ 2

アムル王は強大な勢力を有する王であった。バクル族とタグリブ族——両族ともにワーイル族の氏族である——を集め、両者を和解させた。そのとき、双方から人質 ruhun として 100 名の若者を差し出させ、相互の牽制とした。これらの人質は、王が旅に出るときには王に付き従い、遠征にも従軍した。[Aghānī, XI, 42]

アルアスマイー al-Aṣma‘ī (828 年没) は、次のように伝えている。

〔例五〕－ 3

アムル王は両部族それぞれから 80 名の人質を取った。仲裁はズー・アルマジャーズ Dhū al-Majāz⁽¹³⁾ で成立した。[Aghānī, XI, 43]

以上のように、アッシャイバーニーとアルアスマイーによれば、アルムンジル王の後にアムル王もまた両部族の仲裁をした。さて、『アルムアッラカート』所収のアルハーリス・ブン・ヒッリザのカシーダの第41行から第43行に、次のような詩がある。このカシーダは、後述するように、タグリブ族の人質が死亡した事件を明らかにするために、アムル王臨席のもとで開かれたタグリブ族とバクル族の仲裁法廷で詠われたものである。

〔例五〕－4

ズー・アルマジャーズでの誓約^{hilf}とこれによって差し出された人質^{uhūd}と保証人^{kufalā'}のことを思い起こせ

裏切りと敵対行為を警戒して（なされた誓約であり）、羊皮紙に記された取り決めに勝手気ままに違反してはならない

われらとお前たちは、誓約束を取り交わした日に双方に課した条件は同じであることをよく弁えるがよい [池田「アルムアッラカート試訳(V)－ヒッリザー」p.6, p.10]

以上の詩と、〔例五〕－2のアッシャイバーニーと〔例五〕－3のアルアスマイーの叙述を照らし合わせると、この3行の詩は、明らかに、両者が語っているアムル王の仲裁を指している。これらの詩行はその時に結ばれた誓約について詠ったものであると結論づけることができる。

アムル王の仲裁においても、人質が取られた。そして和解の誓約は、ズー・アルマジャーズという聖域で行なわれた。その誓約の内容は羊皮紙に書かれた。

このようにして仲裁が成立していたのであるが、そうこうするうちに、アムル王が預かっていた人質が死亡する事件が起きた。アッシャイバーニーは、先の記述に続いて次のように述べている。

〔例五〕－5

あるときの行軍中、熱風が襲い、タグリブ族の人質のほとんど全員が死亡した。バクル族の人質は無事であった。そこで、タグリブ族はバクル族に対して、「我らの子らの血債を支払え。それはお前らの義務である」と要求した。バクル族はこれを拒否した。タグリブ族はアムル・ブン・クルスームのもとに集まり、事の次第を協議した。[Aghānī, XI, 42]

これに続くアッシャイバーニーの記述は、アムル王に調停を求めてタグリブ族とバクル族が集まった経緯を飛ばして、王の御前の場面となり、バクル族の代表者としてハーリス・ブン・ヒッリザが登場し、彼が即席に詩を詠い、王は彼を絶賛したことを語っている。

アルアスマイーの伝えるところは、簡単である。

〔例五〕－6

タグリブ族の若者は、王とともに出陣し、死亡した。[Aghānī, XI, 43]

アッシャイバーニーとアルアスマイーの所伝では、タグリブ族の人質が遠征中に死んだことで、あるいは熱風のために死んだことで、バクル族にどうして責任があるのか分からない。それについて、イブン・アルカルビーは次のように述べている。

〔例五〕－7

さて、アムル王⁽¹⁴⁾はタグリブ族の騎馬隊をタイ族の山（またはタイ山）に向かわせた。騎馬隊はタラファに泊まった。そこはシャイバーン族とタイム・アッラート族の支配するところであった（両部族ともバクル族に属している）。彼らの主張するところでは、彼らは水場から締め出され、砂漠に追い払われ、渇きのために死んでしまった。

この情報がタグリブ族に伝わるや、彼らは激昂して、アムル王のところに来て、バクル族に対する復讐を要求した。彼らは、（王の前でバクル族に向かって）「お前たちは裏切った。誓約を破った。神聖な取り決めに犯した。血を流した」と言った。

これに対して、バクル族は、「お前たちの方こそ、裏切り者だ。我らをあしざまに誹謗し、人々の間に我らへの悪評を振りまいた。お前たちは間違った訴えをして信義を損なった。彼らがやって来たとき、我らは水を飲ませ、彼らが出発するとき、我らは道を教えもした。彼らが勝手に混乱し、道に迷ったのに、われらのどこに非があるか」と言った。

これが事実であったことは、アルハーリス・ブン・ヒッリザの次の詩が証明している。

彼らはお前たちを欺き不意打ちしたのではない

蜃気楼と白昼のまばゆさが彼らを浮かび上がらせたのである（それで混乱し、破壊したのである）⁽¹⁵⁾ [Aghānī, XI, 44-45]

イブン・アルカルビーの話によって、王に従軍していたタグリブ族の人質が死亡したのはバクル族に水を飲ませてもらえなかったためであるとするタグリブ側の主張と、砂漠で頭が錯乱状態となったためであるとするバクル側の主張がぶつかったことがわかる。

この事件は、王が、タグリブ族の人質の身に生じた悲劇にバクル族は責任を負うことはない、と裁定したことによって終結した [Aghānī, XI, 49]⁽¹⁶⁾。

おわりに

ハカムには国家権力にもとづく裁判権がなかったにもかかわらず、人々はハカムに紛争の解決を依頼し、おそらく多くはその裁定に従った。ハカム裁判の力はどこにあるのか。一つには当事者の紛争解決を求める意思であろう。二つには、裁定を下すハカムの権威である。ハカムの宗教的・神秘的力や高德で誠実な資質から生じる権威、あるいは王の権力は、人々を裁定への服従に導いた。三つには、ハカムの判決が恣意的なものでなく、慣習にもとづいていたことも、人々を納得させたであろう。〔例四〕はそれを示している。四つには、ハカムへの訴えが紛

争解決のための慣習となっていることである。五つには、慣習となっているハカム裁判の判決に従わない者への世間の目の厳しさである。最後に、判決を保証するものとしての担保がある。

担保について述べているのは、〔例二〕、〔例三〕である。〔例二〕では、1000頭の雌ラクダや1000人の奴隷や1000ウキーヤの黄金が担保として提案されている。〔例三〕では、黒目の雌ラクダ50頭と10年間の追放である。これらは財産である。追放は財産とはいえないが、メッカからの追放はメッカ人としての経済活動を阻害したと思われる。ハカムの判決前に出されたこれらのものは、勝訴者が獲得した。〔例三〕は、はっきりと語っている。勝訴したハーシムは、ウマイヤのラクダを一族の者たちとともに食べた。こうした担保は、裁判に臨む者の供託金的性質のものと捉えてよからう。

では、人質とは何のためのものであろうか。〔例二〕で70人の若者、〔例五〕では100人または80人の若者が人質になっている。人質は、ラフム朝の王のようにハカム自身に預けられる場合もあれば、〔例二〕のようにハカム以外のだれかほかの信頼できる者に預けられる場合もあった。〔例五〕－1では、裁定によって決められた約束を破った者に対して、人質の命で報復することが明言されている。人質は、裁定の履行を保証するものである。しかし、人質はいつまで人質なのであろうか。また、預けられ先での人質の処遇はいかなるものであろうか。ラフム朝の王に預けられた人質は、王の戦争に従軍している。人質に関しては、多くの疑問が残るところである。仲裁裁判において提出される人質の性格についての研究は、今後の課題としたい。

注記

- (1) ジャーヒリーヤ時代のアラブの王国については、Nicholson, *A Literary History of the Arabs*, pp.38-61; Kister, "Al-Ḥira: Some Notes on its Relations with Arabia", pp.81-107; 後藤晃『ムハンマドとアラブ』pp.33-62; 薙「碑文史料から見た古代南アラビア諸王国とアラブ・バドウィンの関係」pp.171-174; 薙「古代文明とイスラーム」pp.57-64を参照。
- (2) Tyan, *Histoire de l'Organisation Judiciaire en Pays d'Islam*, pp. 27-61.
- (3) 後藤晃、前掲書、pp.168-169を参照。
- (4) Naqā'idおよびジャーヒリーヤ時代の詩については、岡崎「アラブ文学における論争ジャンルー「マカーマート」の周縁」pp.300-303を参照。
- (5) Caskel, *Ġamharat an-Nasab*, I, Tafer61.
- (6) 高野『アラブ系譜体系の誕生と発展』pp.128-129.
- (7) 医王「ジャーヒリーヤ時代の偶像神と巡礼行事」pp.1-19.
- (8) ジャリールは631年メディナで一族150人とともにイスラームに改宗した。ウマル1世の信任厚く、イラクの征服戦争で活躍した。Tabarī 英訳, XII, p.14, 注50参照。
- (9) 神々については、池田「イブン・アル=カルビー『偶像の書』訳」pp.165-202; 医王「ジャーヒリーヤ時代の偶像神と巡礼行事」pp.2-4を参照。
- (10) ハリーフについては、後藤明『メッカ——イスラームの都市社会』pp.77-85を参照。
- (11) Aghānī, XI, pp.52-60; Shu'arā, pp.117-120; 池田「アルムアッラカート試訳 (VII) —アムル・ブス・クルスウム—」pp.1-13.

- (12) Aghānī, XI, pp.42-51; Shu'arā, pp.96-97; 池田「アルムアッラカート試訳 (V) - ヒッリザー」 pp.1-13.
- (13) メッカ近郊の聖域であり定期市が開かれていた。医王「ジャーヒリーヤ時代の偶像神と巡礼行事」 p.2, p.11 を参照。
- (14) アムルではなく、アンヌウマーン al-Nu'mān b. al-Mundhir と記されている。明らかに王名の間違いである。アンヌウマーンはアルムンジルの曾孫でアムルの孫であり、ラフム朝最後の王。アムル王の御前での紛争調停の話に、後の王の名が記されるのはおかしい。アムルとすべきである。
- (15) この詩は『ムアッラカート』、カシーダ 64 行にあたる。池田「アルムアッラカート試訳 (V) - ヒッリザー」 p.7, p.12。
- (16) 〔例五〕の訳は、池田「アルムアッラカート試訳 (V) - ヒッリザー」 pp.1-13 を参照し、適宜、訳したものである。ヒッリザのカシーダの詩の 3 行は全面的に引用させていただいた。ただし、誓約、人質、保証人のアラビア語挿入は筆者による。

引用・参考文献

- Aghānī: Abū al-Faraj 'Alī b.al-Ḥusayn al-Iṣfahānī, *al-Kitāb al-Aghānī*, 24vols, Beirut: Mu'assasa Jammāl, n.d.
- Azraqī: al- Azraqī, *Kitāb Akhbār Makka*, 3vols
- Hishām: Ibn Hishām. *Al-Sīra al-Nabawīya*, Beirut: Dār al-Jīl, 1975
- Ibshīhī: Shihāb al-Dīn Muḥammad b. Aḥmad Abū al-Faṭḥ al-Ibshīhī, *al-Mustaṭraf fī kull fann mustaṭraf*, Beirut: Dār al-Kutub al-'Imrīya, 1993
- Naqā'iḍ: *Naqā'iḍ Jarīr wa-l-Farazdaq*, ed. A.A.Bevan, Leiden: E.J.Brill, 1905-12
- Nuwayrī: Shihāb al-Dīn Aḥmad b. 'Abd al-Wahhāb al-Nuwayrī, *Nihāyat al-Arab fī Funūn al-Adab*, 18vols., Cairo: Wizāra al-Thaqāfa wa-l-Irshād al-Qawmī, n.d.
- Shu'arā: Ibn Qutayba, *Ṭabaqāt al-Shu'arā*, ed. M.J.de Goeje, Leiden: Brill, 1904
- Ṭabarī: The History of al- Ṭabarī, tr. & an. by Yohanan Friedmann, Albany: Suny, 1992
- Ya'qūbī: Al-Ya'qūbī, Aḥmad b. Abī Ya'qūb, *Ta'rīkh Aḥmad b. Abī Ya'qūb*, Historie/Ibn Wādhīh qui dicitur al-Ja'qubī, ed. M.Th. Houtsma, Leiden: E.J.Brill, 1969
- Caskel, W., *Ḡamharat an-Nasab: Das Genealogische Werk des Ḥisām Ibn Muḥammad al-Kalbī*, 2vols, Leiden, 1966
- Kister, M.J., "Al-Hīra: Some Notes on its Relations with Arabia". *The Arabs and Arabia on the Eve of Islam*, ed. F.E. Peters, Aldershot, 1999, pp.81-107
- Nicholson, R. A., *A Literary History of the Arabs*, repr. Cambridge Univ., 1969, 1st ed. 1907
- Tyan, E., *Histoire de l'Organisation Judiciaire en Pays d'Islam*, Leiden: E.J.Brill, 1960
- 医王秀行「ジャーヒリーヤ時代の偶像神と巡礼行事」『東京女学館短期大学紀要』18、1996、pp.1-19
- 池田修「アルムアッラカート試訳 (V) - ヒッリザー」『アラブ・イスラム研究』6号、2008、pp.1-13
- 「アルムアッラカート試訳 (VII) - アムル・ブヌ・クルスウムー」『アラブ・イスラム研究』7号、2009、pp.1-13.
- 「イブン・アル=カルビー『偶像の書』訳」『東洋文化』54、1974、pp. 165-20
- 岡崎桂二「アラブ文学における論争ジャンルー「マカーマート」の周縁ー」『四天王寺大学紀要』48号、

2009、pp.300-303

高野太輔『アラブ系譜体系の誕生と発展』山川出版社、2008

後藤晃『ムハンマドとアラブ』（オリエント選書）、東京新聞編集局、1980

後藤明『メッカ——イスラームの都市社会』（中公新書）、中央公論社、1991

部勇造「碑文史料から見た古代南アラビア諸王国とアラブ・ベドウィンの関係」『東洋史研究』65・4、平成10年、pp139-183

——『古代文明とイスラーム』『文明としてのイスラーム』（講座イスラーム世界2）、栄光教育文化研究所、1994、pp.43-81

嶋田襄平『イスラームの国家と社会』岩波書店、1977